

技術者の資格要件等について

1. 「測量業務」「土木コンサルタント業務」「地質調査業務」の3業種については、「大分市土木設計業務等委託契約約款」等の規定により、照査技術者及び管理技術者（**予定価格100万円未満**の「測量業務」は管理技術者のみで可）の選任を定めています。

したがって、それぞれの業務に関し、必要な有資格者が2名以上いない場合は、当該業務の委託を受けることができません。

照査・管理技術者の選任に必要な技術者の資格及び担当できる業務内容については、「**照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表**」及び「**資格種類別担当業務内容一覧表**」を参照してください。

2. 大分市では、管理技術者・照査技術者の資格要件に関しまして、「**管理技術者・照査技術者の資格要件に関する段階移行の状況について**」のとお**り段階6への移行を、令和4年度から行っています。**

ただし、予定価格100万円未満の業務のうち、発注者が軽微な業務と判断したものについては、段階5を適用できるものとします。

したがって、入札に参加される方々におかれましては、有資格者の育成（上位資格の取得）や採用等に、引き続き努めていただきますようお願いいたします。

照査技術者・管理技術者の資格要件一覧表

業 種	業 務 内 容	有 資 格 者
測量業務	測量一般	◎測量士
	地図の調整	
	航空測量	◎測量士補（照査技術者不可。 段階 5 適用の場合は管理技術者可。 ）
土木コンサルタント 業 務	河川・砂防及び海岸・海洋	◎技術士 （ 段階 6 ：選択科目が「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （ 段階 5 ：技術部門及び選択科目が「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。）
	港湾及び空港	
	電力土木	◎RCCM （専門部門別で可。）
	道路	
	鉄道	◎認定技術管理者（ 注 5 ）
	上水道及び工業用水道	
	下水道	
	農業土木	
	森林土木	
	水産土木	
	廃棄物	
	造園	
	都市計画及び地方計画	
	地質	
	土質及び基礎	
	鋼構造及びコンクリート	
	トンネル	
	施工計画、施工設備及び積算	
	建設環境	
	機械	
	電気電子	
	その他	
地質調査業務	地質調査	◎技術士 （ 段階 6 ：選択科目が「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。） （ 段階 5 ：技術部門及び選択科目が「資格種類別担当業務内容一覧表」に掲げる者に限る。）
		◎RCCM （専門部門が「地質」「土質及び基礎」に限る。）
		◎地質調査技士
		◎認定技術管理者（ 注 6 ）

- （注） 1. 照査技術者と管理技術者はこれを兼任できないが、他の業務との兼任はできる。
2. **予定価格**が100万円未満の「測量業務」については照査技術者の選任を要しないが、この場合の管理技術者は測量士でなければならない。
3. 各発注機関がより高度な技術力を要すると判断した業務等については、必要な資格を選定し、随時に「特記仕様書」に明記するものとする。
4. **予定価格100万円未満の業務のうち、発注者が軽微な業務と判断したものについては、段階5を適用できるものとする。**
5. 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号ロに規定する認定を受けた者。
6. 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号ロに規定する認定を受けた者。

資格種類別担当業務内容一覧表（第6段階）

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																		地質調査		
			測量一般	地図・航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画	建設環境		機械	電気電子
測量士			◎	◎	◎																				
測量士補																									
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力・熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																				◎		△	
		電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																					◎		△
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る			◎																				△
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				◎																			△
		建設一般及び電力土木とするものに限る					◎																		△
		建設一般及び道路とするものに限る						◎																	△
		建設一般及び鉄道とするものに限る							◎																△
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る													◎	◎									△
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る															◎	◎							△
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る																	◎						△
		建設一般及びトンネルとするものに限る																		◎					△
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																			◎				△
		建設一般及び建設環境とするものに限る																				◎			△
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る										◎													△
		上下水道一般及び下水道とするものに限る											◎												△
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る												◎											△
		森林一般及び森林土木とするものに限る													◎										△
		水産一般及び水産土木とするものに限る														◎									△
		情報工学一般とするものに限る																					◎		△
		応用理学一般及び地質とするものに限る																	◎						△
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																		◎					△
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力・熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																				◎		△	
		電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																					◎		△
		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎																			△
		港湾及び空港とするものに限る					◎																		△
		電力土木とするものに限る						◎																	△
		道路とするものに限る							◎																△
		鉄道とするものに限る								◎															△
		都市及び地方計画とするものに限る													◎	◎									△
		土質及び基礎とするものに限る																◎							△
		鋼構造及びコンクリートとするものに限る																	◎						△
		トンネルとするものに限る																		◎					△
		施工計画、施工設備及び積算とするものに限る																			◎				△
建設環境とするものに限る																				◎			△		
上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									◎	◎												△		
農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る										◎												△		
森林部門	森林土木とするものに限る											◎											△		
水産部門	水産土木とするものに限る												◎										△		
情報工学部門	特定なし																				◎		△		
応用理学部門	地質とするものに限る																◎						△		
衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																	◎					△		
R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋				◎																			△	
	港湾及び空港					◎																		△	
	電力土木						◎																	△	
	道路							◎																△	
	鉄道								◎															△	
	上水道及び工業用水道									◎														△	
	下水道										◎													△	
	農業土木											◎												△	
	森林土木												◎											△	
	水産土木													◎										△	
	造園														◎									△	
	都市計画及び地方計画															◎								△	
	地質																◎							△	
	土質及び基礎																	◎						△	
	鋼構造及びコンクリート																		◎					△	
	トンネル																			◎				△	
	施工計画、施工設備及び積算																				◎			△	
	建設環境																					◎		△	
	機械																						◎	△	
	電気電子																							◎	△
	廃棄物														◎										△
地質調査技術士																								△	
認定技術管理者																								◎	

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。
「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。
「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

資格種類別担当業務内容一覧表（第5段階）

資格名称	技術（専門）部門	選択科目	測 量		土 木 コ ン サ ル タ ン ト																	地質調査					
			測量一般	地図・航空測量	河川	港湾	電力土木	道路	鉄道	上水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	土質基礎	鋼構造	トンネル	施工計画		建設環境	機械	電気電子	その他	
測量士			◎	◎	◎																						
測量士補			○	○	○																						
技術士	総合技術監理部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																					◎		△		
		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																						◎		△	
		建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る				◎	○	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る				○	◎	○	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○
		建設一般及び電力土木とするものに限る				○	○	◎	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○
		建設一般及び道路とするものに限る				○	○	◎	○	○						○	○		○	○	○	○	○			△	○
		建設一般及び鉄道とするものに限る				○	○	○	◎	◎						○	○		○	○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る				○	○	○	○	○						◎	◎		○	○	○	○	○			△	○
		建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る				○	○	○	○	○						○			◎	○	○	○	○			△	◎
		建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る				○	○	○	○	○						○			○	◎	○	○	○			△	◎
		建設一般及びトンネルとするものに限る				○	○	○	○	○						○			○	○	◎	○	○			△	○
		建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る				○	○	○	○	○						○			○	○	◎	◎	○			△	○
		建設一般及び建設環境とするものに限る				○	○	○	○	○						○			○	○	○	○	◎			△	○
		上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る									◎	○														△	
		上下水道一般及び下水道とするものに限る										◎	◎													△	
		農業一般及び農業土木、農業農村工学とするものに限る											◎													△	
		森林一般及び森林土木とするものに限る												◎												△	
		水産一般及び水産土木とするものに限る													◎											△	
		情報工学一般とするものに限る																							◎		△
		応用理学一般及び地質とするものに限る																	◎							△	◎
		衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																								△	
	機械部門	機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット、情報・精密機器、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器とするものに限る																						◎		△	
		電気電子一般及び送配電、電気応用、電子応用、情報通信、電気設備又は電力・エネルギーシステムとするものに限る																							◎		△
		河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る					◎	○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○			△	○
		港湾及び空港とするものに限る					○	◎	○	○	○					○	○		○	○	○	○	○			△	○
		電力土木とするものに限る						◎	◎	○	○					○	○		○	○	○	○	○			△	○
		道路とするものに限る						○	○	◎	○					○	○		○	○	○	○	○			△	○
		鉄道とするものに限る						○	○	○	◎					○	○		○	○	○	○	○			△	○
		都市及び地方計画とするものに限る						○	○	○	○					◎	◎		○	○	○	○	○			△	◎
		土質及び基礎とするものに限る						○	○	○	○					○			◎	○	○	○	○			△	◎
		鋼構造及びコンクリートとするものに限る						○	○	○	○					○	○		○	◎	○	○	○			△	○
		トンネルとするものに限る						○	○	○	○					○			○	○	◎	○	○			△	○
		施工計画、施工設備及び積算とするものに限る						○	○	○	○					○			○	○	◎	◎	○			△	○
		建設環境とするものに限る						○	○	○	○					○			○	○	○	○	◎			△	○
		上下水道部門	上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る									◎	◎													△	
		農業部門	農業土木、農業農村工学とするものに限る										◎													△	
		森林部門	森林土木とするものに限る											◎												△	
		水産部門	水産土木とするものに限る												◎											△	
		情報工学部門	特定なし																						◎		△
		応用理学部門	地質とするものに限る																◎							△	◎
	衛生工学部門	廃棄物管理、廃棄物・資源循環とするものに限る																							△		
R C C M	河川、砂防及び海岸・海洋								◎																△		
	港湾及び空港									◎															△		
	電力土木										◎														△		
	道路											◎													△		
	鉄道												◎												△		
	上水道及び工業用水道													◎											△		
	下水道														◎										△		
	農業土木															◎									△		
	森林土木																◎								△		
	水産土木																	◎							△		
	造園																		◎						△		
	都市計画及び地方計画																			◎					△		
	地質																				◎				△	◎	
	土質及び基礎																					◎			△	◎	
	鋼構造及びコンクリート																						◎		△		
	トンネル																							◎	△		
	施工計画、施工設備及び積算																							◎	△		
	建設環境																							◎	△		
	機械																							◎	△		
	電気電子																							◎	△		
	廃棄物																								◎	△	
地質調査技士																									△	◎	
認定技術管理者																										◎	

「◎」は照査技術者及び管理技術者になれる資格とする。

「○」は照査技術者のみになれる資格。（測量については、管理技術者のみになれる資格。）

「△」は業務の内容により特記仕様書に必要な資格を指示するもの。

「☆」は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）及び地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）により登録した部門に限り、管理・照査技術者になれる。

管理技術者・照査技術者の資格要件に関する段階移行の状況について

資格名称	段階4 (H20～)		段階5 (H30～)		段階6 (R4～)		業務内容
	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	照査技術者	管理技術者	
測量士	○	○	○	○	○	○	測量
測量士補	×	○	×	○	×	×	
技術士	部門別で○	○	部門別で○	科目別で○	科目別で○	科目別で○	設計
技術士補	×	部門別で○	×	×	×	×	
環境計量士	×	○	×	×	×	×	調査
RCCM	部門別で○	○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	設計
地質調査技士	○	○	○	○	○	○	調査
認定技術管理者 (H15追加)	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	部門別で○	設計

※ 測量士、測量士補、環境計量士、地質照査士は、それぞれの業務のみで発注した場合に技術者と認められる。

※ 業務が重複した委託案件は、それぞれの業務に対し照査技術者、管理技術者の配置が必要。

※ RCCMは登録証を交付されたものとする。

※ 予定価格100万円未満の業務のうち、発注者が軽微な業務と判断したものについては、段階5を適用できるものとする。